

『繰上げ受給』と『繰下げ受給』

繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受けることができます。しかし、請求した時点に応じて減額（1ヶ月あたり0.5%）された年金を受け取るようになります。その減額率は一生変わりません。



★次のことにご注意ください★

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます。
- ② 65歳になるまで遺族厚生（遺族共済）年金を併給できません。
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金及び寡婦年金は受けられません。（寡婦年金受給者は寡婦年金の権利がなくなります。）
- ④ 国民年金に任意加入することや、保険料を追納することができなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を取り消したり変更することはできません。
- ⑥ 一部繰上げの請求は、特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の支給開始前で行うことができません。（障害者及び長期加入者の特例措置を受けることができません。）

繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰下げて老齢基礎年金を受けることができます。66歳以降に繰下げ受給の請求をした場合、1ヶ月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。



★次のことにご注意ください★

- ① 原則として、ほかの年金（老齢厚生年金を除く）を受ける権利がある場合は、繰下げ受給ができません。
 - ② 振替加算は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
 - ③ 66歳到達日後の繰下げ待機中にほかの年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を有した場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。
 - ④ 受給開始は、請求をした月の翌月分からとなります。ただし、70歳に到達したときやほかの年金の受給者を有したとき（上記①及び③）には、その月の翌月分からとなります。
- ※繰下げ待機期間中は、繰下げ請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。

〈繰上げ・繰下げ増減率(額)早見表〉

○金額は令和2年度の満額781,700円で計算しています。

月 年齢		0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	...	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
		繰上げ受給	60歳	70.0% (574,200円)	70.5% (551,100円)	71.0% (555,000円)	...	74.5% (582,400円)
	64歳	94.0% (734,800円)	94.5% (738,700円)	95.0% (742,600円)	...	98.5% (770,000円)	99.0% (773,900円)	99.5% (777,800円)
	65歳	100.0% (781,700円)						
繰下げ受給	66歳	108.4% (847,400円)	109.1% (852,800円)	109.8% (858,300円)	...	114.7% (896,600円)	115.4% (902,100円)	116.1% (907,600円)
	70歳	142.0% (1,110,000円)						

◎減額率＝繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数×0.5%

◎増額率＝65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数×0.7%

お問い合わせ先：稚内年金事務所

電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ

電話：5-1112 告知端末機：5-8812